

平成23年度第5回協働事業評価会

平成24年1月26日 午後2時00分

区役所本庁舎 6階 第3委員会室

出席者 久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、
村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

会長 きょうの大きな議題は二つあるのですが、一つは推進基金、30万までのやつという、までの仕組みについての事柄、いよいよまた4月から始まりますので、それともう一つはそれによる評価ということについての議題になります。

では、資料確認をまずお願いします。

事務局 はい。それでは、資料の確認をさせていただきます。まず資料1、平成24年度「協働推進基金」NPO活動資金助成実施要領です。それから、資料2が協働事業評価書の神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業。それから、資料3が①から④までありまして、一つにつづってあります。まず、そちらの評価書ですが、中途失聴・難聴者リハビリテーション事業が①、それから2枚めくっていただいて②が乳幼児文化体験事業、やはり2枚めくっていただいて③が赤ちゃん木育広場事業、あと最後が④家庭訪問型子育てボランティア推進事業、それぞれの評価書をつづったものになっております。

それから、資料4が協働事業報告書（案）ということで、評価報告書のこの完成版をどんなものになるかということで試しにつくってみたものがこちらになっております。今回提示した資料2、資料3の内容を盛り込んでこの評価報告書のほうをつくってあります。

それから、事前配付資料として、まず神楽坂の評価コメントをまとめたシートを配付させていただきました。今回少し直したところがありましたので、資料2として改めて提示をさせていただきます。

それから、もう一つが、事前配付資料のⅡのほうが協働事業評価の課題の案、皆さんにご提出いただいた評価の課題を事務局案としてまとめたものを事前配付させていただいております。きょうお持ちになっていただいておりますでしょうか。もしない場合には、この評価報告書のつづりの中のほうに入っておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

あとそれから、協働事業の実施している事業などのチラシをお配りさせていただいております。まず初めが、NPO活動資金助成の申請を検討されている方向けの助成審査委員講演会、伊藤委員と宇都木委員にお願いして2月3日、2月7日に実施する講演会のチラシとなっております。

その次が、1月25日号の広報「しんじゅく」で周知を行いました、現在行っている協働事業提案の乳幼児文化体験事業の講演会、「乳幼児期に出会いたい体験」のお知らせです。2月19日日曜日にあります。

それから、もう一つ、次が「あなたの力を現役ママにプレゼント!!」ということで、ホームスタートの活動報告会、こちらも今年度実施しております家庭訪問型子育てボランティア推進事業の今年度の事業の報告と、来年度どんな活動をするかということ、活動計画についての報告会を3月2日に行うということですので、お時間がありましたら委員の皆さんもぜひご参加くださいということでした。

その次が、カラーのちょっと厚いチラシなのですけれども、シンポジウム「思春期の子どもと向き合う」、これは昨年度まで協働事業提案の事業として実施しておりました思春期の事業のシンポジウム、今年度も実施するというので、そのお知らせになっております。非行克服支援センターが行っている事業です。

それから、次の3枚がこちらのほう、NPOネットワーク協議会との協働で、新宿区が協働で行っておりますNPO活動交流支援事業のご紹介のチラシです。まず一つが、「NPOのための労務管理講座」、ピンクのチラシになっています。これが2月1日に行われます。

それから、黄色いチラシが「企業とNPOの連携・協働を考える」ということで、今、地域の方たちとの交流事業、NPOと地域の方たちの交流事業として今年度、大久保とあと落合第二地域で交流事業を行ったのですけれども、そのもう一つのものとして企業との連携ということで、企業の方たちとNPOの連携・協働の交流事業を行います。これが2月15日になっています。

あと、それから最後、緑色ですね。こちら、「重要」と書いてあるのですけれども、「NPO法改正・新寄附税制セミナー」ということで、関口委員にご講演をいただくことになっております。2月22日です。

以上のお知らせです。

久塚会長 これ、「重要」とだれが書いたのですか、「重要」というのは。

事務局 これはチラシを作成したときに、NPOにとって非常に重要なお知らせだろう

ということで、人目を引くように「重要」というのを入れさせていただきました。

関口委員 重要です。

伊藤委員 だから、関口さんだから。

事務局 はい、重要です。

関口委員 私がやるのが。

久塚会長 区の責任で書いたの？

事務局 はい、そうですね。

久塚会長 行ってきて、聞くことが重要というのは関口さんが重要ということになる？

関口委員 違います。

事務局 そうですね（笑）。日本で一番このことについて詳しい方ということで。

久塚会長 そう、それは間違いないですが。

事務局 ええ、伺っています。

久塚会長 うちの大学院生、ちょっと……ワタナベ君というのが辻さんのところでNP
Oの資料をずっと整理させられていて、もう本当にだれも手伝いに来なくて困っていたよ、
シーズの資料。

関口委員 そうでしたか。

久塚会長 坂道の上がったところのデンツイのあそこ。

関口委員 すみません、ミツイさんに。

伊藤委員 人使いが荒いのだ、ただだと思って（笑）。

久塚会長 大学院生の勉強になるからとか言ってやらされているみたいですよ、イトウ
先生の。まあ、いいや（笑）。

関口委員 では、次にやっていただいても、利害承認して。

久塚会長 研究テーマと全然違うのだよ、それが。

関口委員 すみません。

久塚会長 では、進めたいと思います。もうみんなありますよね。

では、きょうはちょっと皆さん方のお知恵をお借りして文章を整理していくことも中に
ありますけれども、ことし一発目なのでできるだけ進行にご協力いただくということで、
あまり横に引っ張らないでいただきたいと思います。よろしいですか。宇都木さん、いい？
できるだけ原案に賛成して。いや、横に横にそっているし。

だから、議事録をとるためにお名前をいつものとおりなのですからけれども、ご発言の前に

お願いします。

では、最初に西堀さんのほうからの形になるのでしょうか。(1)のですね、NPOの助成についてお願いします。

事務局 はい、わかりました。平成24年度「協働推進基金」NPO活動資金助成についてということで、いよいよまた新年度4月から助成金の申請受付を開始したいと思っております、またただいま今その準備に入っているところです。

きょう皆様に資料1としまして実施要領のほうをちょっとご提示させていただいております。平成24年度のNPO活動資金助成については、今度24年度から始まる4カ年の第2次実行計画というこの中に位置づけられまして、引き続き助成金の制度を行っていく形になっております。

せんだって昨年10月27日に協働事業評価会のところで、地域文化部長代理のほうからご報告をさせていただきましたとおり、こちらの支援会議の中でその対象団体の拡大などについてもご検討いただいたところなのですが、引き続きNPO法人のみを対象に実施をしていくという形で方針が確定しております。

また、助成限度額、総額については昨年度400万円ということで行わせていただいていたのですが、この総額をこれまでの助成の件数実績などを考慮しまして、総額を400万円から300万円に減額して実施をすることとしております。

平成24年度の助成事業の募集につきましては、例年どおり4月上旬ごろを予定しております、こういった審査スケジュール等についてもこの要領の中に案を入れさせていただいております。

この要領自体の案につきましては、変わった部分というのはその助成総額が変更になった部分と、あとは今年度の審査スケジュールに関して日付をこう入れさせていただいてますけれども、その日付の部分が変更になったという形です。

趣旨、あるいは基本方針、対象事業、助成額のその助成率も含めて昨年度と同じ形になっております。特に皆様にきょうご意見等いただきたいというふうに思っているのが、この要領の1枚めくっていただいて項目の10番のあたりに、平成24年度NPO活動資金助成の日程ということで説明会、3回の開催のほか、審査スケジュールとしまして5月10日の木曜日に一次審査(書類選考)、それから5月24日木曜日に二次審査の公開プレゼンテーションという予定で、一応日程を仮で入れさせていただいております。

このような審査スケジュールで進めさせていただいてよろしいかどうかということと、

またこの要領、あるいはこの助成制度全般的な内容について皆様にご検討いただければと思っております。

ご説明は以上です。

久塚会長 西堀さんにリターンしたのが届いていなかった？

事務局 ああ、ごめんなさい。何か私も、ええ、届いていなかった。

久塚会長 仮で申しわけないけど、仮でこれで行きましょうという、すみません。

事務局 いえ、すみません。

久塚会長 今、最後の日程のところなのですが、僕の予定がありまして西堀さん、私は区のほうに出ていないかもしれないので、苦勞してこの最後の日程をどうしようかときょう案を出されたと思うのですが、私は仮ということになってはいますが、5月まで含めてこれで会議があっても、入ったらできるだけ優先というふうに考えておりますので、ほかの委員の方がどうかということを含めて今どうか提案があったというふうになります。

いかがでしょうか、まずは日程を一応確定させていただければと。

関口委員 関口です。日程というのはこの資料1の公開プレゼンテーションの日程のことをおっしゃっているわけ、ですね。

事務局 そうですね、委員の皆さんに直接かかわるのが5月10日に支援会議、5月24日に公開プレゼンのための支援会議を開催させていただきますので、あとそのほかに書類のやりとりとかこの間に入ってきますので、ほぼ例年どおりの日程ということになってはいますが、そのスケジュールの、審査スケジュールといいますか、その期間的なものについてご意見等ございましたらという部分も含めての話です。

久塚会長 要はここで決定を見ていない事項について、ここで確定させていただければということですか。

宇都木委員 はい。

久塚会長 よろしいですか。ちょっと的場さんはあれですかね、来年度は。

的場委員 そうですね。

久塚会長 見に来てください。

的場委員 プレゼンを聞きに行けたら、また入れておきます。

久塚会長 日程こうなっていますというのはそういう意味になっちゃいますけど。

的場委員 はい。

関口委員 ちょっと確認でよろしいですか。

久塚会長 はい、どうぞ。

関口委員 関口です。3番の助成額のところで「助成対象事業費のうち、事業実施に直接係る事業者の人件費については、時間単価1,000円、1日あたり1人4,000円を上限として」ということなのですけれども、これは何か要綱で決まっているものなのでしょうか、規則や何かほか。

事務局 実はこの募集要領の中で定めている事項になっています。もともと協働推進基金は条例と施行規則があるのですが、その施行規則の中ではここまで細かい規定はなくて、実施要領という細則を定めるこの要領の確定をもってこのルールを定めています。

関口委員 なるほど。そうすると、これ、根拠はどんなものがあるのですか。時間単価1,000円という、1日当たり1人4,000円を上限というのは。

事務局 そうですね、これ、人件費の要件がしたのは平成19年か18年ぐらいに支援会議の中でご議論いただいてつきたところなのですけれども、ちょっとその議論の詳しい経過までは把握はしていないのですが、すべてがこう人件費として何ら上限もなく支給するというのは、対象にしていくというのは難しいという中から、この時間単価1,000円で1人当たり4,000円というのが適当だろうという議論があってこの形に決まっているというようなところですね。

関口委員 というのも、東京都の最低賃金ってかなり上昇しているじゃないですか。そうすると、1,000円というは本当最賃プラスちょっとぐらい。

伊藤委員 870円かそんなものだ。

関口委員 でしょう。そうすると。

伊藤委員 いや、それは出し過ぎでしょう。

関口委員 いや、いや、いや。

伊藤委員 出し過ぎでしょう（笑）。

関口委員 それはNPOサイドをなめているというか侮辱ですよ。いや、何でその。

宇都木委員 関口さん、あなたは知らないけど、もともとこれは認めなかったのだよ。

久塚会長 シーズで。

関口委員 人件費を？

宇都木委員 もともと。

久塚会長 デンツウインで資料整理しているの、出ていないよ、シーズの。

関口委員 えっ？いや、だからそれはまた別の問題でしょう。いや、あの。

宇都木委員 もともとね、これは新宿だけじゃなくそうだけど、もともと人件費を見ないというので、そういうのは。

関口委員 いや、それはその当時の議論はわかります、それはわかった上で。

宇都木委員 それでつけたの。

関口委員 つけ加えてくれたことは、本当に多分NPOにとってはありがたいことなのですが。

宇都木委員 うん、それは去年も同じ額、同じ額。

関口委員 いや、もちろん、もちろん、そうです。だから、同じ、いいのですけれども、だからそれでいつまでもいいのかという議論を今提起したということでご理解ください。

久塚会長 はい。

宇都木委員 だから、変えるなら変える理屈をちゃんと用意してから言わないとだめだよ。

関口委員 はい。

久塚会長 で、幾らぐらいだったらと思っているの。

関口委員 いや、だから時間単価必要なのですかねということなのです。

久塚会長 ああ、1日当たりみたいな感じで。

関口委員 1日当たり、1日当たりもこれ、その助成対象経費の20%以内というのは、まあ、私も理解できます。つまり要は皆さんのご懸念はその人件費に全部使われちゃうんじゃないかというご懸念でこれ追加されたわけですかね。

ただ、その時間単価1,000円、1日当たり1人4,000円って、1,000円で単価やったら4時間しか働けない。それで有効な事業ができるのかというところ。

宇都木委員 助成だからね、あくまでも。

関口委員 いや、いや、まあ、だから。

宇都木委員 うん。

関口委員 いや、そうなのですからけれども、提案してくる事業、大体この助成金が主な財源じゃないですか。

宇都木委員 だけど、これ全部で、これだけしか、助成金だけでしか仕事をしないなんていうのは大体認められない話だから。

関口委員 いや、もちろん、もちろん、そうですよ。

宇都木委員 だから、それは。

関口委員 ただ、だから非常に使いにくいということを知っておく。というか、宇都木さんはこれでいいのですか、この時間単価1,000円、1日当たり1人4,000円という。

宇都木委員 おれは今のところね。いや、ことし変えなきゃならない理由が見つからない。

関口委員 変えなきゃいけないというか、今気づいた、それでいいじゃないですか。

宇都木委員 いやいや、だから非常に去年やってきて、ことしとどこがそれだけ上げなきゃいけないのかなど。

関口委員 いや、私が責任をとりますよ、関口が問題を提起して、これでいいじゃないですか。

宇都木委員 いや、関口さんの問題提起じゃだめなのだよ。だから、それはしかじかかくかくでこれだけのことをしましょうというのが、何かその理由がないと。

関口委員 では、最低賃金の上昇というのはよくわかるでしょう。

宇都木委員 うん、最低賃金の上昇で、それはそれでとりあえずはいいでしょう。

伊藤委員 ただ、今度はそうしたら私はその点、伊藤ですけど、最低賃金でいいじゃないですかと言う。金の。

関口委員 いや、ことし、それでよろしいと思います、本当に？それはちょっと私は納得いかないし。

伊藤委員 僕なんてボランティア行ってもらっているのはそこだよ、これも。

関口委員 いや、だからボランティアじゃないですから。

伊藤委員 いや、ボランティアじゃなくても。

関口委員 専従職員ですよ、これは。

伊藤委員 例えば、専従職員だったら給料もらっているのでしょうか。

関口委員 はい。

伊藤委員 それだったら要らないよ、これ。

関口委員 はい？

伊藤委員 普通の企業だったら、やりながらやるのはただだよ。

関口委員 やりながらやるというのはちょっと意味がわからないのです。

伊藤委員 違う、違う。一つの企業に属していて給料もらっているよね。

関口委員 はい。

伊藤委員 その中で仕事がふえたってそれに出ないよ、金なんて。

関口委員 はい？えっ、何を言っているのかよくわからないんですけど。

伊藤委員 わかんない？

関口委員 はい。

久塚会長 新宿区が要はその報酬。

関口委員 いや、伊藤さん、今、私が言っているのはそうじゃなくて。

伊藤委員 違う、違う、僕が言う。

関口委員 新しく雇った人にはこれ、適用されるのですよ。

伊藤委員 違います、ちょっと待って。専従職員であれば給料もらうわけでしょう。

関口委員 はい。

伊藤委員 ねえ。その人が一つ仕事がふえたからって新しくつけ加える必要はないという。

関口委員 いや、だからその場合はそうですけど、これで言っているのは新しく新規雇用したときの話をしているのです、私は。

久塚会長 うん、雇用したときの。

伊藤委員 例えばこれがそこに雇用したかどうかというのは乗っかっていないよね。

関口委員 はい？

伊藤委員 専従の人がそこに当てられたときは、そことの区別というのはどうするのというのが関口さんでね。新しい人を雇用したと言ってもね、雇用するとは限っていないよね。今までいた人がやっているわけでしょう。

関口委員 いや、その場合はだからそれで20%の中でやっているわけですよ。

伊藤委員 いや、そうしたらそかも、いや、20%はやらなくたっていい話だとおれは言っているの。出す必要ないんじゃないのと。

久塚会長 だから、結局その。

関口委員 では、その事業のための助成じゃないじゃないですか、結局。

久塚会長 だから、その助成というのは事業を助成するということもあるけれども、その労働賃金みたいなものを区が出すということはどう位置づけるかということですよ。だから、そのNPOが自主的にそのパートだとかその従業員の報酬とか賃金を払うのじゃなくて、新宿区がかわりに払ってあげるということで助成するという位置づけをするかど

うか、NPOについて。新宿区が、行政がNPOに勤めている人やNPOに雇われた人の賃金を払うということがNPOの助成になる。

関口委員 はい。

久塚会長 それをそれは全額じゃなくて20%にすることの理由というのはどの程度なのかということに尽きるのだ。だから、最低賃金でもあまりそのでっかく出すと、何でそのプライベートなところにそんな金額の高いのを出すのという話が常に出てくるわけですよ。

関口委員 まあ、そうだと思うのですが、例えばほかの区の外郭団体の補助金というのはこういう制限がかかっているのかということもお聞きしたいのです。

久塚会長 いや、それはわからない。ただ、そのさまざまな補助金は、研究費の補助金でも950円とかそういう形での雇い方がベースになっていますので。だから、それはその第2の報酬のような形で、その第2、第3の所得税がかからない報酬のような形で運営されるということはやっぱり困るというようなことがあるんじゃないの。

関口委員 謝金ならいいということですか。

久塚会長 謝金だと話がちょっと変わってくるよね。

宇都木委員 宇都木ですけど、人件費がかかるとしたらこれを上限で、ここまでは使って結構ですよというだけの話なのですよね。だから、それが正当かどうか、それがその人の労働は果たして1時間1,000円が正統かどうかじゃなくて、助成金の中から使える人件費としてはこれを上限にしましょうということなのであって、それ、足らなきゃ自分たちが出せばいいのだよ。そうでしょう。

関口委員 いや、だからそうなのですけど。

宇都木委員 これは助成金が。

関口委員 時間単価でこんな。

宇都木委員 だから、これ、これをエンドでやってくださいと、助成金から支給するのは、そういう話なの。

関口委員 だから、それはわかっていますけど。

宇都木委員 だから、わかっていりゃそれでいいのだ、それだけの話なのだよ。

久塚会長 時間単価とその1日当たりについては、NPOをどのように育成、助成するのかということを念頭に置いてもう一度考えみようという問題提起でよろしいでしょうか、その事に関しては。

関口委員 というのもそうなのですが、これってきょうで決定なのですか。

久塚会長 もう既に決定されていることですよ。

宇都木委員 いや、要綱はもう決まったのだよ。

関口委員 ああ。

宇都木委員 だから、募集を出すのだ、これで。

久塚会長 去年も同じ手続の中にありました。

宇都木委員 だから、これだけじゃなくて、ほかのところもこれを使っているのでしょう、1時間1,000円。

関口委員 20%だけじゃだめなのですかね。

久塚会長 きょうの、今、来年度のやつはもうちょっと難しいね。

関口委員 わかりました。

久塚会長 だから、再来年度に向けて、その実施要領とか要綱をさわるができる機会があると思うのだよね、会議全体の中で。

関口委員 はい。

久塚会長 そのときにもう一度具体的に、どれだけだったらどうなのか、そうやった場合に新宿区はこの会議体を含めてどのような規則とか縛りがあるのかどうか。乗り越えるのはそう難しくないということであれば、それも一つのやり方だと思うのです。NPOを育てるといのはそういうことなので、それを踏まえて関口さんから提案があったことを次にこれを会議で検討する機会があると思いますから、そのときいただきましょう。

関口委員 はい、わかりました。

久塚会長 よろしいですか。

関口委員 はい。

事務局 はい、ありがとうございました。

久塚会長 やっぱりいろいろ考え。

事務局 ちょっと一つだけ。区の行政内部の手続の中でも補助金というのはいろんなところで、部署で補助金を出しているんで、その辺のやっぱり統一的な考え方を調整するために、予算要求の段階のときに補助事業調書というものを出して、こういう形で変更しますよというようなことを内部で審議するような手続がありますから。

久塚会長 ええ、ステップとしてはそうなるわけですね。

事務局 そうですね。なので、今年度ちょっと時期的には厳しいので。

久塚会長 だから、ほかのところで出しているのとの関係で。

事務局 そうですね。

久塚会長 こういう出し方はどうなのかということを、ここで決めるだけでゴーという話にはならない。

関口委員 すみません。参考までに補助事業調書というのはいつごろ財政課に出すのですか。

事務局 予算要求の時期なので大体10月ぐらいに。

関口委員 10月に、ちょっと早いですね。

事務局 はい。

久塚会長 そのときに例えばこういうことをやっている、全国の区や市区町村でやっているときの決め方というのを関口さん、悪いけど集めてくれる？

関口委員 はい。

久塚会長 それ、そういうのがないと主張を立証しにくいので、いいとか悪いとかじゃなくて客観性、妥当性を求められますから、委員会を、予算の委員会を超えていくためには是非論を、よろしい？

関口委員 はい。

久塚会長 はい、お願いしておきます。

地域調整課部長代理 ちなみに区は臨時職員単価910円か20円です。

久塚会長 ですね。だから、まあ、支払いの側は自由に渡して、このNPOの裁量で、最賃とのお見合いでどうするのかというのはNPOに任せますよという方向なのか、新宿区がやっているから、先の賃金のところまで新宿区が見られますよというようなことになるのか、両方に分かれるだけの話なので、基本的にはNPOを助成するというのは前者のほうだと思いますけれども、結構いろいろ手続があるのでしょうか。

はい、いいね？

関口委員 はい、出しましょう、ちょっとね。

久塚会長 では、そのほか日程、すみません、これでよろしいと言っても、いつ何が入るかわかりません。では、それでやりましょう。よろしいですか。

的場委員 的場です。事務局に伺いたいのですが、募集团体を結局広げなくなった理由というのは何なのでしょう。

久塚会長 いわゆる任意の団体じゃないところで出し合う。

現場委員 ここで話し合ったとは思うのですけれども。

久塚会長 ええ、でも最終的に結論を見たというのは。

現場委員 最終的には。

久塚会長 理由というか、どういう経緯があつてこうなったという、西堀さん、さっきのをちょっともう一度。

事務局 いいですか、それを話して。

久塚会長 部長さんも来られていたかもしれませんが、もう一度説明してください、こういった動きで。

事務局 一応私どもの地域調整課のほうからはその対象団体を拡大しますというような形で実行計画の案を最初に流させていただいて、それで庁内の議論の中でそこまで拡大しては、要するに広げてはいけないよというような判断の中でこういう形になったわけなのですけれども、その中で今回挙げていたその対象団体が一般社団法人、あるいは財団法人、社会福祉法人なども含めて対象にしていくということを挙げていたのですが、その庁内の議論の中でその体力的に例えば財団法人とか社会福祉法人と、かなりその財政規模も大きくて団体自体も体力がある。そういうところに対してもこの助成金の制度を広げていくということについてはちょっといかがなものかというような議論もありまして、そこでちょっと再検討をということで戻されたというような経過がございます。

久塚会長 広げていくというのは、本当に法人格を持っているのはちっちゃいところというのなのだけど、順番から言うと法的に届け出たでつかいところじゃなくて数字論が出てきて、それが出てきたときに審査をすると、事業としてはやっぱりそちらのほうを落とすという理由はなかなか見つからないだろう。

それがここの委員会の大事な仕事で、やっぱりちっちゃなNPOを育てようとするのであれば、全部もいいけど、そこからそっちを選択する理屈をどう見つけてくるのかと、なかなか難しいことになるのです。

では、ゲートを、その事前のところで行ってしまうのがいいかどうかというのは、また結論が出ることじゃなくて、ということだろうと思うのです。どれでもいい、基本的には皆さん方と大体一致で、もう全部フリーにしてしまうというか、何でもいいのでしょうか。

だから、そうしたときに出てくる件数というので基準づくりを相当やらないと、大きなところだとか何が何だかよくわからないところだとかいろいろ出てきたときのことを考え

て、まだ当委員会と事務局含めてかもしれませんが、力不足というか、それだけ1年間やるセクションであればいいのですが、ちょっと難しい、実際的には難しいのだろうという。最終的にはそこだったのです。

それを違う理屈であら説明しているということになるのだろうと思うのですけれども、よろしいですか。

的場委員 はい。

久塚会長 関口さんもそれには意見あるよね、広げたいと思っているよね。

関口委員 ああ、それはぜひ、はい、そういうところにしてくれれば。

久塚会長 長年の夢ですよ、みんなから。

的場委員 何か本当に同じ団体の中で回さないでほしいなというのが。

久塚会長 うん、基本的にだからそちらのほうに目が今行っているのですね。それで、何回目になったらどうこうというふうに、積極的なつくり方というよりは消極的にこうやるような形で今運用とか、何となくこう実施をしていくようになってきたので、やっぱり考えどころなのでしょうね、それは。

原点に戻ったら、それは宇都木さんにしても関口さんにしても何でもいいじゃないかと、それが市民団体の理屈ですよ。それはもちろん正論だし、私もそう思っていますけど、それを今度は新宿区のこの器の中でするときに具体的な課題となって上がっているの、嫌でしょうけどご理解くださいということしかないのですね。

私がフロアに、こちらにいたらもっと違うことが言えるかもしれないけど、ここにいるのですごい保守的な発言になっていますけれども、申しわけない。

的場委員 はい、お願いします。

久塚会長 というか、もう、うんと。

的場委員 納得します。

久塚会長 おなかの中で落としてくれたということにしましょうか。では、これであと一つお伺いしたいのは、事務局なのですからけれども、これ、募金というか、外から大分資金を入れたりしますよね。

事務局 はい。

久塚会長 自費だけじゃなくて。

事務局 はい。

久塚会長 あれのぐあいは、半年前ぐらいにちょこっと経過をもらったのですが、そ

こはないですか。

事務局 ごめんなさい。今、びったんこの数字がちょっと手元にないんですけど。

久塚会長 うん、動きがあったのですか。

事務局 今、動きとしては残高が1,700万ぐらいで推移をしております。毎年、去年175万ということで、170万ですか、助成金自体も少なかったので大きくは減っていないのですが、今年度の寄附金についても大体今幾らだ、10万行かないぐらいなのですよ。

久塚会長 だから、東日本大震災の後、やっぱりなかなか。

事務局 そうですね、なかなかちょっとまだこう寄附が広がらないなというのは。

久塚会長 そっこのほうにというふうにエネルギーを使っているところも多いので。

事務局 はい。

久塚会長 という収支の中で動かすということです。では、この事業についてもよろしくをお願いします、4月以降について。

それから、いろいろレクチャーして報告、講演へ回ってくださる委員の方、すみませんが、よろしく願いしておきます。

では、二つ目に移りましょうか。評価コメントのまとめから入っていきます。神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業に入りましょう。

事務局 はい。神楽坂の地域資産を登録文化財として表彰・保全する事業の評価書につきましては、委員のほうに事前配付をさせていただいたのですけれども、その後でほかの4事業とともにNPOとか行政とか団体、それから区事業課とか区担当課という混在している言葉の見直しを行った関係で、今回資料2としてまた新たに配付したものの赤字になっている部分があるのですが、その見直しで修正した箇所があるというところで、同じものを資料2として配付させていただいております。

コメントは前回の会議で決定した項目ごとの評価点、それから評価にあたっての着眼点を加えてまとめさせていただいた事務局案となっております。本日はこれをたたき台としてコメントの文章を完成させていきたいと考えておりますので、加除、それから修正等についてのご意見をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

久塚会長 事務局とさっきあれしたのを委員から指摘があるかもしれませんので、こちらから先にやる形でやりましょうか。

事務局 はい。

久塚会長 なければそれで。はい、ではこの印刷されたものについて語句の訂正、統一はしたのですけれどもわかりにくいところがあると思うのですね、それなど指摘がありましたら。

竹内さん。

竹内委員 ちょっと時間がたっちゃってよくわからないのですけれども、この例えば総合コメントなのですが、文章、これずっと見ていくと、3行目「至っていない」、4行目「否」、ずっと来て下のほうにも「提案していただきたい」とか、要するに否定的な内容がずっとこう書いてあるのです。肯定的な内容というのはどうも一番下ぐらいしか見当たらないので、これ、何かCなのだけでもうちょっと何だろう、多少は肯定的な内容を入れたいなという気分になりましたね。

久塚会長 時間がたったのでと、私もそうなのですが、思い出していただくと。

竹内委員 前回検討したのですよね、これ。

久塚会長 ええ、これは皆さん方のお気持ちとかご意見で一致しているのは、このNPOは非常に自分たちの事業としてはおもしろいことをやっているということと、協働事業になったときに協働事業としてどうなのかというところをやってほしいというのが割に委員共通したものなので、そこを評価コメントの中に多分出しているのだろうと思うのです。

それが例えば第1段落の終わり、最初のブロックの終わりですけれども、「併せて居住年数等によって生じるまちへの愛着の温度差を埋め事業に関心がない住民の興味を引き出すためにどうすべきかをこの事業の結論として提案していただきたい」というような、自分たちがお金をもらって、自分たちのやり方でやっているというのばかりではなくて、協働事業として提案してやったのだから、提案事業として一体どうだったかということを示してほしいというコメントがいろんなところにあるような気がしました。

竹内委員 そうですか。

久塚会長 はい。

竹内委員 だから、何かそうすると、この文章から見るとDみたいな感覚を受けちゃうのでね(笑)。少しは何か適切なところも入れておいたほうがいいかなという気がしたので。

久塚会長 まあ、いいんじゃないですか。

竹内委員 まあ、いいですけど。

久塚会長 私はこのNPOってやっぱり難しい団体だなと思って、かなりおもしろいこ

とを自力でやられているところが、新宿区に悲鳴を上げて採択したばかりで、協働事業としてどうするのかということに苦勞しておられるなどというか、勝手にそれがもう使っているよということであればうまくやれたのだろうけど、その効果というのが見えないということで事業評価されるので、事業評価の中身に協働事業としてどうなのというところが大きくなっているのです。それで。

竹内委員 お話のコメントに多少ですね、例えば新宿区全域で文化財保護のその考えをすると、このNPO、それなりに意義があったと思われるみたいなどところが入っていると、そういうところも少し入れておいたほうがいいかなと。

久塚会長 それはどこにある？

竹内委員 それは皆さんから出てきて、皆さんの何かコメントの中に、Cとつけた人でもそういうコメントを入れておいてこうしたいという文章があるとか。そこが少し欠落しているような気がしないでもない。まあ、いいですけど。という気がしました。

久塚会長 はい。いやいや、気がしましたって。ただ、掲示板に出たものがここに、こういうふうになっちゃったということもあるので、次のページに置くというのも。

竹内委員 まあ、いいです。

久塚会長 あまり好ましいことじゃないので。

竹内委員 いや、まあ、一応一番最後にそれなりに入っているからいいと。

久塚会長 それがなかったらDになっちゃったみたいな内容でしょう。

竹内委員 はい、そうです。

久塚会長 だから、最後の4行で褒めてようやくCになったのだよみたいな。

竹内委員 はい。

伊藤委員 先ほどもあったように、やっていることはやっている、いいことをやっている、成果も出ている。だけど、協働事業として。

竹内委員 そう、そう、そう。

伊藤委員 地域住民を巻き込んだらもっとよかったのじゃないの、そういう面でCだねという意味なのだね。

竹内委員 そうですね。

久塚会長 だから、やっぱりこの委員会、そのもう一つのことだけど、協働事業としてどうですかという審査の非常に重要なことをそれはしているから。原点に帰ればこういうことが出ているのだから、まあ、いいのかなとは思いますが。

宇都木さん。

宇都木委員 これ、後のこともあるのだろうけど、協働事業として採用されたこと自身は、それは評価しなきゃいけないの。協働事業としていいでしょう。

久塚会長 そうですね。

宇都木委員 だけど、それをやる以上には、やるからにはもっと意義あるものに、本来の長期事業に近づけてほしいと、そこまではまだ到達していないからCなのだと。そういう意味だから、絶対ゼロから始まったんじゃないで、もう既に協働事業として引かれたこと自身にこの事業の価値は見出されているわけですよ。その上で、もう少し本来の方向に頑張してほしいという願いを込めてみんな書いているのだと思いますよ、それ、ここに書いている、表に言っていることは。

久塚会長 だから。

宇都木委員 全否定じゃないのだから。

竹内委員 まあ、わかるのですけれども、表現上に出てこないから、知らない人が見ると。

久塚会長 これからのやり方というのは、結局竹内さん、だからこういうふうに、次年度の新しい仕組みをつくる時に、宇都木委員が今発言されたことを積極的に採用するとすれば、評価、採用されたときのコメントというのを少しこういう意味でこの事業は採択されたという。そのような中でスタート時点はある程度高いところにあるのだけれどもとすれば。

竹内委員 そうですね。

久塚会長 うん、だからスタートを考えると、採用されたものでもでこぼこがあるんです。この神楽坂のところって自力から見るとかなり自分でハードルを高くしてできているところなので、どうしてもおねだりが多くなる。違うところがあそこまでやったとしたら、べた褒めになっていたかもしれないのですね。

そういう意味ではそもそも自力を持っているところであるとか、採用されたというのはこういうことであるという、さらにこういうことになれば、それをさらにという形のものなのでしょうね。

だから、それを技術的に克服しようとするれば、採用された段階の事柄を中に今度は盛り込むなり、あるいは申請の段階でのNPOの主張を盛り込むなりしてこのコメントを書くのが補助金についての評価のやり方でしょうね。出たところだけを見るんじゃないで、ど

ういう意図でやった。それがどこまで到達されようとしている、だからどうだったというももとのところを、負の検証をするということが大事です。

今度どういうふうに行くかわからないけど、そういうことも念頭に置きましょう。それは研究費なんかの補助金も同じです。もらったら、もう後は知らないよじゃなくて、そういう申請をした、どういう計画でやった、それに対してどうだった。よろしいですか。

では、そのまんまの原案の文章でよろしいでしょうか。

事務局 よろしいですか。

久塚会長 はい。中にですね、事業というのと協働事業という言葉を少し使い分けているのですけれども、この事業がというふうに写っているものは、協働事業としてこの事業をやっているということを意味しているの、読み込む人が読んだらわかってもらえるということで原案のとおりでいいと思います、特に指摘がなければ。

事務局 はい。先ほどの。

久塚会長 なしでもう大丈夫だと思います。

事務局 なしでよろしいですか。

久塚会長 うん。言うと錯綜するので、委員のほうから指摘がなければ。何かある？

伊藤委員 してほしいみたいな（笑）。

関口委員 今これ、何を確認しているんですたっけ。神楽坂についていいかを見るわけですか。

久塚会長 いや、確定させたい、文言を。

事務局 この資料2。

伊藤委員 前回いろいろこうやったやつを。

事務局 これ、前は評価点を決めただけで。

竹内委員 やっていないのですよね。

事務局 ええ、コメントの内容はきょうが初めてです、事務局が提示するのは。

竹内委員 これについては。

関口委員 ああ、だから議事で言うとアについて、今これでだめかということですね。

事務局 はい、そうです。

関口委員 はい、はい。

久塚会長 で、文言を整理してこのようなものを出した、お届けしておりますので。

宇都木委員 はい、行きましょう。

久塚会長 ただ、先ほどの指摘があったような形で、文言を積極的にブロックとして最後のところをこう変えたらどうかというような発言でも結構です。きょう確定させれば十分なので。

もうちょっと時間とりますけど、先ほど下で議論をとるかちょっと相談を受けたのは、1枚めくっていただいて②の事業の成果目標の設定というところの文章の「しかし」の後。「この事業をNPOだけでなく行政との協働事業として取り組んでいくためには」という文言を「取り組んでいく」というんじゃなくて「実施していく」というふうに変えたいなと。取り組むんじゃなくて実施していくためには、協働事業として実施するのだから、だから神楽坂のところはやっぱりそこにすべて意見が集中しているのです。協働事業として実施するのなら、あなたたちやっていることは立派だけどこれをやってほしいという言葉に変えたらどうかと、よろしいでしょうか。

宇都木委員 はい。

久塚会長 「取り組んでいく」というのを「実施していく」。そして、さらに同じところですけども、「この事業を」というのと「協働事業」というのを順番を変える。「この協働事業をNPOだけでなく行政との事業として実施していく」にすると。

宇都木委員 はい。

久塚会長 いいですか。順番から行ったらそうだと。はい、どうぞ。

竹内委員 ③番についてもいいですか、じゃあ。

久塚会長 何番？

竹内委員 ③番。ここもたしか私が言ったように、何か適切という項目が抜けているような気がしてならないのですけれども、これ、③項については適切であるという人が3人いて、課題であるが適切が1人で、不十分というのが1人だったのですが、それで3番になっているのですけれども、この文章を見るとどうも何だろう、3番に。

久塚会長 3番の計画のところですか。

伊藤委員 計画の③番だよ。

竹内委員 「協働相手への期待とその成果」というところです。

久塚会長 はい。じゃ、文章を確認、気にしないといけないですね。「じゃ」というのは発言取り消します。私もそれを、竹内さんが言っていることはやっぱりよくわかるので、「NPO・行政・住民のみならず大学とも連携して事業を進めており、幅広いネットワークが形成されていると判断できる」。

竹内委員 ああ、それならいいのですけれども、「思えるが」というのは。

久塚会長 さらに、「しかし、さらに有機的に機能し、効果をあげているかについては疑問が残るところもある」と、そういうふうにする。あるいは、「有機的にしてほしい」とか。底力があるのでできているとは思いますが、そこで切りましょう。

竹内さんの「幅広いネットワークは形成できていると考えられる。それらが有機的に機能し、効果をあげているかについては疑問である」と。「疑問」を消したほうがいい？「効果を上げるとさらに評価が高くなる」とかですね。「そのネットワークが有機的に機能し、さらなる効果を上げるようにしてほしい」。「このネットワークが有機的に機能し、さらなる効果を上げるようにしてほしい」にしますか。上げるよう努力してほしい。意図するところはそういうところですよ。単なる手直しじゃなくてできているので、さらに頑張してほしいということ。大体ここに対する注文は似ているので、辛い注文になっているのですね。既にできているところについて、よくできていると一々書かないようになっているところが多いかと思います。

今のような格好、よくありませんか。

伊藤委員 そうでしょうね、伊藤ですけど。多分ここがほかのところだったら、ネットワークをつくったことで評価されるのだよね。

久塚会長 そもそも。

伊藤委員 その段階で。ここについては、その一段上のそれが有機的に機能して効果を上げるところまで行っちゃっているのだよね。かわいそうな面はかわいそうなのだけ。

久塚会長 そうですね、まあ、庁内調書みたいところです。

伊藤委員 そう。

久塚会長 そう既にできても当然だみたいところが。

伊藤委員 そう。

久塚会長 庁内調書というのは、これ、議事録から抹消しておいて、差別用語だから。でも、何と言っても彼のところは自分で展開していることはいいことをやっているの、こういうことにまとめることが自力でできる場所ですから、さらに頑張してほしいです。もったいないよね、やっぱりせつかくどうも。

そういう意味では新たな課題というか、独自の路線を主張してきちっとできる場所が来ていただいたから、こちらからどれだけ行政との協働ということと言えるかというのは難しいことよね。

竹内委員 そうすると、それ、後ろの文章なんか言い切らないような気もしないでもない。

久塚会長 何番目？

竹内委員 いや、今のところですか。それにつながる後ろのほうでしょう。「NPO、行政、地域社会及び市民による一体的な取組みが必要なのではないか」。

久塚会長 「さらなる取組み」でしょうね。どの。

竹内委員 努力してほしいということ言っている。同じことを言っているわけですよ、これね。

久塚会長 そうですね、だから最初のところでも言っているのです。

竹内委員 言っています。

久塚会長 もう最後を消しましょうよ。

竹内委員 なくてもいいでしょう。

久塚会長 うん。

事務局 NPO、行政、地域社会及び市民による。

久塚会長 それで、できているけど、もっとやって、お願いしますという意図なので、何は二つ要らないので、またNPOになっちゃうので削除。そうしたらすっきりするのね。

あとですね、これは持てる場所も話しやる場所をお願いします。

事務局 はい。

久塚会長 皆さん方、指摘がないので、いいのかなとも、そう思います。この事業の結論として提案していただきたいというのが1ページ目の真ん中あたりにあるのです、総合コメントの。これ、結構きついなと見ていて、発言があるかなと事務局のほうでは考えたようですけども、結論として出してくださいというのは、だから「興味を引き出すためにどうすべきかを到達点として明確に提示してほしい」ぐらいで、結論として出せとなるとあまりにもきついというか、そんな気がしたのですが、この部分はいかがですか。あとはいいんじゃないでしょうかということが私の案なのです。

やっぱり地域住民を巻き込んで興味がない、関心がない人たちと切れて、協力してくれた人だけみたいな話じゃない形のものを、どこまでどうやれたのだということを示してほしいなというか、ここはもう無理なのです。だから、遠くまで、違うところもやりますみたいな形になって、裏側も、板張りのほうまでこう行ってこうやっぺらっぺらるけど、どこまで何をどうしたらどういふところまでは行けたよということは提示してほしいとい

うのが気持ちなのですけど。結果として出せとは言わない。到達点として欲しい。

伊藤委員 まずこの事業の結論の1つには、2年目の最後としてそこでまとめ、そういうまとめを出してほしいということでしょう。どうする、どうしたらやっていけるかとか、どういうことをやったら自分の興味を引き出せるか、そういう強い意味の結論だよ。そういう意味で強い意味の結論じゃないと思うのだよ。

久塚会長 最後にそういうことを意識して。

伊藤委員 そうそう、そういうのを出してほしいね。

久塚会長 出してほしいということなのですね。

伊藤委員 そうそう。

竹内委員 まとめとして。

伊藤委員 ねえ、まとめとして。

久塚会長 実行するも1ページだけじゃなくて、はい、わかりました。そういう意味だつて理解すればすごいソフトですよ。

宇都木委員 もうマニュアルだけつくっていいという話じゃないよ。

伊藤委員 そう、そう、そう。

久塚会長 最終的にそういうふう結論として。

伊藤委員 結論出してね。

久塚会長 その結論というのは最終的なところでそれをやってくださいと、やろうと、そういうのがそれこそ変わってくるのでしょうね。では、この原案で行きましょう。よろしいですか。

事務局 それを全部まとめとしてにしますか。この事業のまとめ、結論でいいですか。

久塚会長 いや、もう、はい。

では、次に移りますよ。

事務局 はい。

久塚会長 これはですね、よく先ほど事務局から説明がありましたけど、四つのものを一緒につづってあるのです。

事務局 それでは、主な変更内容を私のほうから。

久塚会長 はい、お願いします。

事務局 では、資料3をごらんください。先ほど申し上げましたとおり四つの事業を一つづりにしてあります。まず、この中で主に、これは前回の会議のときに評価コメントの

修正について、委員からご意見をいただいた部分について修正をしております。修正箇所が赤字、青字、2種類ございます。赤字の部分は事務局で修正した箇所、行政とか区、それから事業課というような、あと団体、NPO、いろんな使われ方をしておりましてのでその辺を修正した部分が赤字になっております。それから、青字の部分が前回の会議を受けて修正した箇所です。

久塚会長 青字、見にくいかもしれませんが。

事務局 青字がちょっと見にくいと思います。申しわけないです。主な修正箇所ですけれども、まず3ページ、これ、中途失聴・難聴者リハビリテーション事業のものですが、3ページの実施の枠の中の⑤の4行目ですね。これ、事務局のほうで修正した部分なのですけれども、「NPO側と行政側の思いに一部違いが見られるところもある」というのは、もとは「NPOと事業課の思いに一部違いが見られる」となっていたのですが、これ、NPOと区のほうのこの考え方というのを、どういう考え方かというのを比べているので「側」をつけたほうがわかりやすいかなと思ってつけた部分です。

それから、続きまして乳幼児文化体験事業、②のほうですけれども5ページ。5ページの総合評価のところ、1行目の「順調に」という位置を、これを前回の委員の意見を受けて変更しております。「順調に今年度も」となっていたのを「今年度も順調に事業が実施され」というふうに位置を移動しております。

それから、7ページ目、結果の欄の⑧、7ページの⑧の「今後の課題の把握および共有」のところ、こちらのほうが、これもやはり位置を移動しているのですけれども、「事業実施1年目における」というのが、もとは「1年目の事業実施における」ということで、わかりにくいということで位置を移動しております。それに付随して、その次の2年目のところが「今年度の計画に組み込み」だったのですけれども、「今年度」というのが何年目かというのを明確にするために「2年目」に改めております。

続きまして、③の赤ちゃん木育広場事業になります。こちら9ページ、赤ちゃん木育広場事業の総合評価のコメントの部分です。それから、あと次のページの10ページの計画の①のところもなのですけれども、この赤ちゃん木育広場事業のコメントの中に「区全体」、それから「区全域」「区内全域」と3種類も同じ趣旨の言葉が使われておりましたので、それを「区内全域」に統一いたしました。その修正です。

それから、11ページ、計画の④、「役割分担の決定方法」の部分の青字部分ですけれども、前回の意見を受けて「自分の守備範囲にとどまることなく」というのを追加しました。

で、「自分の守備範囲にとどまることなく、もっと相互乗り入れの必要性を感じる」という文になっております。

続いて、④家庭訪問型子育てボランティア推進事業です。この13ページの総合評価のコメントのところになります。この真ん中より下の部分の。

久塚会長 区民、だからNPOとか区民とか子育てに関係する様々とか。

事務局 ああ、そうですね。これ、一番下の部分で、一番下の2行ですね。「今後は、そのための人材育成に更に力を入れること、また、子育てに関係する様々な市民活動団体や機関とも協働しながらこの事業を進めていくことに期待したい」というのが、これ、「ほかの子育て関係などの市民団体」となっていたのを「子育て関係などの様々な市民活動団体」というふうに改めております。

修正、主な修正箇所については以上になります。

久塚会長 違う解釈があまり入らないようにと、用心すればそれだけ回りくどくなっていってしまうのですけれども、先ほどの「側」といいたいまいしょうかね。NPOと行政と二つがきちっと主語のように見えちゃうので、こっち側とこっち側のみというふうに、向かい合っているのを一つにするためには抜けないとか、そういうことを踏まえて考慮します。

事務局 このコメントにつきましては、きょうこれで決定をさせていただきたいと考えております。

久塚会長 あまり時間がたち過ぎて覚えていないかもしれません。1番目の団体と2番目の団体、どちらかというとも2番目の団体がよくやっているなというふうになっている。3番目はどうしても効果というか、そういうところで広がりが出るだろうとか、木育の効果はどうのこうのということも含めておっしゃっている中での事柄だったので、そういうことが少し強く出た結論です。

宇都木委員 はい、異議なし。

久塚会長 よろしいですか。

竹内委員 はい。

久塚会長 頑張ってやっているところも、これからもやっていただければとそう思います。

では、赤字、青字を入れたところを黒字に変えて、それでコメントを確定させたいと思います。ありがとうございました。

では、少し残ったところが、皆さん方から積極的に、これ、まだ課題についてという、

きょう結論を文章的にいただくというものではありませんし、もうちょっと大きな見方をすれば次年度以降のこれ見直しということにかかわってくるような内容も含まれる可能性があります。それを含めて事務局のほうからお願いします。

事務局 この協働事業評価の課題につきましては、事前に委員のほうに配付させていただきました事前配付資料Ⅱになります。もしお持ちになっていらっしゃらない場合は、資料4の報告書の案の中の6ページから9ページのところに同じものを掲載してございますので、そちらを見ていただけたらと思います。

この協働事業の評価の課題については、各委員からご提出していただきました課題をもとに事務局案として作成したものとなっております。前年度この報告書をつくる際に、座長からのアドバイスを受けまして、この小見出しを前年度からつけるようにしました。小見出しをつけたことによって見やすくなりましたので、今年度も同様に小見出しをつけて見ましたので、こちらの部分も、内容とこの小見出しの部分も含めてご意見をいただけたらと思っております。

まず、この本日のご意見をいただくに当たっては、同じような趣旨のことを述べていることにつきましては、事務局のほうでまとめさせていただいたのですけれども、それによって委員がお書きになっていた意見とその意味合いが違ってしまったようなところが出てきていると思いますので、その辺について修正をしていきたいと思っております。

久塚会長 2のほうは小見出しを四角で囲んであるのに対して、冊子体のほうは活字が太くなって、四角で囲んでいなくて括弧の中に入っているという形です。

それから、体裁で言うと小見出しは文章の上に出てくる形じゃなくて文章の下に、これも少しだけお話をし、皆さん方にお話しをさせて議論をしていただいて、上に持ってくるとそれがあまりにも引っ張り過ぎるので、文章表現の後に少し抽象化した見出しをまとめたような形でというふうにしました。

もっと簡潔にまとめる方法もあったかもしれませんが、あまりそれをやってしまうと取りまとめ過ぎたということになりかねないので、文章の趣旨が生きるような形で見出し的につくったのが案という形になっています。

宇都木委員 ホソカワずるいよ、ホソカワ。私だけじゃないだろうけど。

久塚会長 何が？

宇都木委員 震災が終わってすぐに自治体は積極的に代替エネルギーを抱えろと、ばかやろう。直ちに何か会社と契約してなんて言い出したり。

久塚会長 ああ。

伊藤委員 伊藤ですけど、ちょっとこれ読んだときに、おやっと感じたのは、協働事業のあり方で、即東日本大震災と入っちゃっているのは、ここは何か唐突な気がして、もし入れるなら。

久塚会長 最後のほう。

伊藤委員 うん、新宿区まちづくり編に「安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまち」とあるじゃない。

事務局 はい。

伊藤委員 この辺を何か入れて、これと結びつけたらと思うのだけどな、頭のところに。

久塚会長 これは事務局のほうで申しわけないけれども順番というのは。

事務局 ああ、順番、一応考えたのですけれども。

地域調整課部長代理 でっかい課題から順番にやったのでしょうか。

伊藤委員 新宿区施策体系の中にある「安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまちづくりを考えると」とか、今回の東日本どうのこうのとか。

事務局 ああ、先にそれを持ってくる。

伊藤委員 何だか唐突なのよね、すごく見たときにね。それだけの違和感だけ。言っていることはいいのだけど、違和感を持ちちゃったよね。

久塚会長 宇都木さんが言っていたけど、大きい出来事が先に来たんじゃないかな、だれも無視していけないような。

宇都木委員 うん、ほかの人も書いたのかな、多分おれが書いたのだと思う。ほかの人は書かないかな。

久塚会長 どうしても場所を移しますか。

宇都木委員 ああ、構わないけど。やっぱりいい機会だから行政もやっぱり生活点検も含めた見直しを積極的に、こういうことこそ市民との協働でいろんなことをやるとアイデアが出てくるんじゃないか。

久塚会長 そもそもね。

宇都木委員 いや、それはどこでもいいです。

久塚会長 だから、宇都木さんの気持ちとしてここにあるのはどうかというのはいいとして、技術的に地震が起こってどういうことを考えましょうみたいな中に落とされるんじゃないかって、そもそもどういう生活を私たちは目指すのかというようなことでしょうか。それ

を協働で考えるような機会という意味で。

宇都木委員 いい機会だよ。

久塚会長 うん。だから、協働を踏まえたから考え直させる。だから、既に理念を考え直させるような機会になったんじゃないか。それを協働事業として考えるのはいいことだねというところまで本当はグッと上がっているのだろうと。

宇都木委員 僕はね、少し文章を長くしてそもそも書くのだけど、そうすると1ページになっちゃうからやめたので。

久塚会長 ですね、いいですね。いや、両方とも考え方があると思うのですよ。一番先頭に来て、そもそも私たちの暮らしというのはどうあるべきかということ、大震災の教訓を踏まえた形での考えることが必要だみたいな、小見出しじゃない文章みたいになっちゃうから、そうすると先頭のほうに出てくるのでしょ。

竹内委員 難しいな、迷いました。

久塚会長 両方ありますよね、まちづくりの中に入れるということ。伊藤さん、どう、やっぱりこれ、まちづくりのほうがいい？

伊藤委員 そういう、そのところの、この文章との連結の問題なのだけどね。だから、そこをうまく目指す新宿区としては今回の東日本大震災、これをよい機会として。

久塚会長 人を。

伊藤委員 うん、そう、そう、そう。というような、こう最初ソフトに入って、こうグツとここで仕返しも入れたいというのがね。

久塚会長 そうすると、どのあたり、これがずれるというようなこと？

伊藤委員 いや、ずれるんじゃないくて、これはここでもいいですよ。

久塚会長 その前にこれを、ほかにありますか。

伊藤委員 そういう協働事業が必要だということをここで言っているわけで、今まで出てこなかったとかね、いろいろ安心安全に対して、子育てだとかそんなもの、そういうのばかりが多かったから、いい機会なのだから新しくこれから出てくるとか。

久塚会長 七つの事業に対して下記の一定で評価を実施し、協働事業評価書を作成しましたということになるので、あまり一般論を言うところとちよつとあれかなということになりますよね。だから、だれが書こうが協働事業評価に当たってはそういうことを念頭に置く。

宇都木委員 ところで、新宿区はこれ、何かやるのですか、こんなのを、もう1回見直してみたいなのは。

地域調整課部長代理 見直しというのは。

宇都木委員 何か。

地域調整課部長代理 震災対策？

宇都木委員 その震災が、多分地震対策が、直下型がもう倍率が高まったとか、新たな対応を迫られることになるわけでしょう。

地域調整課部長代理 ええ。

宇都木委員 それがどこまでかは別にしても。だから、東京都がやること、各区、自治体がやること、やっぱりいろいろ分けてやるのだろうけど、新宿区としては。

地域調整課部長代理 来年度も震災対策ということで、耐震補強の関係の工事の助成もやりますし、あとは新宿ルールの徹底ということで、帰宅困難者がこの前出ましたのですけれども、基本的に西口の大手の企業と新宿区、それ東京都も巻き込んで、要するに震災時には帰さない。それぞれ会社、事業所のほうで従業員を泊めようというのを徹底するというのを再確認をしています。

4年以内に70%で直下型だというのもつい最近の話ですから、それに向けての、直下型対策というのはすぐには出てこないですけど、先ほど言いましたように耐震の補強というのをやっぱり一番に考えていて、区長自身は避難所の整備も進めていきますけれども、基本的にはぜひ家から要するに逃げない。要するに避難所に行かないですむような、そういうような震災対策というのを強化していきたいと、こういうのを言っています。

伊藤委員 よくそのときに言われるのだけど、帰宅困難者イコール労働できる人だよ。その人たちがここにいっぱいいるわけでしょう。それをある程度の組織化を図って、その新宿区の地震後、大震災後のとどめ置かれている期間、あなた、いなさいよじゃなくて、そういう人たちを組織化して何かをするというようなところまで入り込むのがいいんじゃないかなと思うのだけど。

地域調整課部長代理 そこまではまだ話が進んでいないですね。

宇都木委員 でも、それはただ被害の状況によっては必ずわか救助隊になるよ。

伊藤委員 うん、そうね。だから、そういうところを考えておかないといかんからね。

宇都木委員 そうそう。それはもう必ずそうなる。ならなきゃ、だってだれもやらないもの。その人がそれをやるしかないのだから。

久塚会長 区がやることなのか、あるいは市民がそういうことを自分たちで思いついてくれる問題ですよ。だから、帰宅困難者になって帰れなかったと言って被害者みたいにな

なっているけど、そのA社に雇われている人が行政の出先になっていろいろ働き出すということに対してはあまり積極的ではない。A社に対して忠誠を誓うために明くる日またそこに行けなくなっちゃうということだけ考えているわけです。

だから、帰宅困難になったら一緒にやりましょうという話にしてくればね、背中にA社、B社とか新宿区とかやるとどういうふうになるか、なかなかね、そういうふうになると。

宇都木委員 それは行政が企業との話し合いみたいなものを持つわけでしょう、帰宅困難者ができた場合にどうあるべきかというのは一緒にやるわけでしょう。

地域調整課部長代理 それはもう。

宇都木委員 その中の一つに当面する対策、対応みたいなのが一緒に入っている。企業にお願いすること、行政がやること、市民がやること。

久塚会長 そういうふうに来ないことをペナルティーに考えずに、むしろこちらで応援してくださいみたいなことを企業と契約を結んでいく。

宇都木委員 多分いろいろ出てくると思いますよ。

地域調整課部長代理 帰宅困難者の活用ですね。

久塚会長 そう、そう。

宇都木委員 帰宅困難者じゃなくて。

久塚会長 何しろ大体二、三日たってそういうアイデアが出てくるというか、東日本大震災でも現地で被災した人たちを雇用とか再雇用のような形と違う形についての雇用みたいなところが出てくるのが遅かったですよね、やっぱり。2日ぐらいたって。音頭をとってそれをやるという人が出てくるのを待ってもあれなので、もしここで考えられるとしたら、大手の企業なり本社があるところとそういうことを、契約結ばなくても日ごろ区が出していると、助かったなということになっていくのでしょうかね。

伊藤委員 結構ビルの中に、うちもそうだけど、食糧や何か水、緊急食糧をため込んであるのだよな。

宇都木委員 半年分あるのだ。

伊藤委員 ねえ、そういうのをどうするのかと、そうなったときに、ただため込んでそのまま。

宇都木委員 あれ、多過ぎるのだ。

伊藤委員 それ、置いているだけじゃなくてね。

地域調整課部長代理 JRの新宿なんかも要するにとりあえず今回の地震を踏まえて、いわゆるそういう備蓄品をふやして、いざというときにそれをパイを使うという、そういうような形でJRのほうに頼んでいます。

宇都木委員 我々が大分もらったの、それらを。半年たつとみんな更新するのですよ。

地域調整課部長代理 乾パンとか。

宇都木委員 水とか乾パンとかおかゆとか。ああいうのをもらってね、それを何に有効に使えるかというのを考えて、キャンプに送ったり難民のところに送ったり。あんなの賞味期限が切れたからといって毒になるわけじゃないから、大分送ったの。

だから、そういうのって、だから、じゃなくて今度のは、東北は福島原発事故が余分だから、だけどそうじゃなくて震災だけの問題だったらもっともっと市民がいろんな意味でできると思うのだよね、協働して。協働、実際に一緒になっていろんなことができると思うのだ。だから、福島原発は制限されちゃったからもうしょうがないけど。

だけど、避難訓練のあり方だって僕らからすりゃ、いろいろ問題があるなど。要するにもうここに集まってください、9時10分前に集まってくださいと。9時10分前に行ったら、はい、皆さん、そろいました、行きましょう、安全なところに移りましょうと。それでいいのかと言って、おれ、文句言ったんだ。ここに来れない人はどうするのだと、それを助けるのが本当の避難訓練じゃないかと言ったら。寝たきりがいたり障害者がいたり、いろいろいるじゃないかと、それを示してくれと言ったら、そんなことやってらプライバシーでとんでもない、我々が首になりますと言うから、ああ、そうか、わかったよ、人の命より。

久塚会長 基本はそう言ってしまいますよね、どこに障害者がいるかということは行政のほうは持っている情報をなかなか。

宇都木委員 出さないでしょう。

久塚会長 出さない。

宇都木委員 だから、プライバシー保護法のほうが人の命より大切だということになるのですよ、僕らから言うと。

久塚会長 まあね。

宇都木委員 では、それは地域でやりましょうと。だから、余計なことを言うな、そのかわり。だから、地域が要望したらその要望にこたえて、行政がその要望に沿う新しい防災計画とか避難計画とかつくるようにしなきゃ。議論したけど、私らにはその権限があり

ませんからと、行政は今はそので終わりだよな、あそこに来ている人は。

久塚会長 確かにそれはそうでしょうけど。来た、それを出せと言ったときに出したときに大問題で、責任をとってくれるのみたいなことを常に考えるわけですから。

宇都木委員 ああ、だからね、そういう人たちを助けにくると。つまり地域コミュニティが崩壊しちゃっているから、そういうことをもう1回そのときに地域社会が役に立つようにするためにどうあるべきかということが、本来の地域住民と行政だとか企業だとかの協働事業にならなきゃいけないのに。

久塚会長 そう。

宇都木委員 そこが離れちゃっているから。

久塚会長 だから、結局その一つ一つの単独の事業がどうかという評価に近づいてこられて、ずっと。だけど、原点から言うとそうじゃなくて地域、宇都木さんの言葉を借りれば地域のコミュニティ、かつてのそういうのがなくなって、その結果、プライバシーの問題とかいろんなことが生じたので、そのようなことの地域課題に対して何をすることなのですか、この事業というのは。

関口委員 ちょっと関連してよろしいでしょうか。

久塚会長 どうぞ。

関口委員 関口ですけど、私のちょっと提出した時期が遅かったからかもしれませんが、申しわけないです。

事務局 いいえ。

関口委員 ちょっと私の出した意見がほとんどないので。

久塚会長 それは問題。

事務局 そんなことはないようにやったのですが。

関口委員 ちょっとまず今の話の流れに関連したものが1点、後でもう1点ありますけど。まず1点目が、ちょっと私、読み上げさせてください。「協働事業提案制度では、事業実施にかかる財源提供や広報支援が区の主な役割だった。民間発の社会課題解決の可能性をさらに広げるために、単なる事業に限定するのではなく規制緩和や強化・制度提案等を含めた協働政策提案制度への発展が必要と考える」と。

久塚会長 なるほど。

関口委員 という提案をさせていただいたのです。まさにさっき、今の話の流れで言うと、ああ、個人情報保護法があるのであれば、でもそれは人の命より大事なのかという話

なわけじゃないですか。

だったら、そこに限定して規制を緩和するとか、事業という枠組みでとらえてしまうと、何か最近の案件を見ているとただ何かやればいいと。仕組みを変えるとか制度を変えるといふほうにあまり目が行っていないというのが問題意識としてありまして書かせていただいたのですが、パアッと見た限り何か全然ないなど。ちょっとこれは盛り込んでいただきたいと思います。

久塚会長 両様あってですね、将来的にはそういう方向が大事なのだろうけど、私たちも東日本のときにどこかの生命保険会社じゃないけど、金融機関のでっかいようなところが募集したやつに出したの、何人かで、原発を含めて研究計画みたいなのを。全然採用されない。採用されたのはNPOとかそういうのが実際にどう助けるかとか、東北大学の医学部が何をしただとか、そこに2,000万とか3,000万とかつけて、そういうときに公と民の補償、コンペンセーションのあり方をどうすべきかということを経済学の先生と政治学の先生とチームをつくってやったけど全く採用されない。NPOが何かやっていることがいいことみたいに見られちゃう。だから、それ、やっぱり違うなと感じたわけ、私自身も。

ただ、そういう政策提言型というのは、どういう形でこういうものの中に入れ込むのかというのは結構難しく、自分で赤ペンなめてこう書かれたら何百万つのかいみたいな話になるので、それをこうテーブルに乗っかるときにどういう形でそれを政策提言だとか研究というのがこのような協働事業として生きてくるのか。

生きてくるのかというのは、アイデアをもらうというのではなくて、それを行うという、研究を行うというようなことを事業として見る？

関口委員 いや、例えばその研究というのももちろんそうなのですけども、先ほど伊藤さんがおっしゃっていたように、例えば西口の企業はいっぱいため込んでいる。それを例えばあるNPOが情報を集めて、いざとなったときには例えば配布に協力するとか、そういう協定を結ぶとか、そういう制度を例えば区長とNPOとその企業が三者で仲よく手を組んで協定を結ぶとか、何か事業実施にばかりこの協働事業提案が使われてしまっていて、そういう新しい仕組みをつくるとか、住民の力をもっと発揮できるような場をつくる。

久塚会長 では、3本目だよな。

関口委員 ほうに。

久塚会長 結局1本目のその50万までのやつと、2本目の事業実施型と3本目の協働事業のこの委員会としては新しい協働ということについての実務実現会議みたいなのをどうつくるべきかという提案を必要とするということじゃないのかな。

関口委員 うん、まあまあ。

宇都木委員 先生ね、だけど関口君、反論すると悪いけど、そういう制限はここでかけたことはないのだよ、一つも。だけど、そういう提案がないのだよ。それが市民運動側から提案があるのなら提案でももらえればいいの。そこで議論すればいい。

久塚会長 そうですね。

伊藤委員 そういうことだよ。

関口委員 ただ、だからそれはNPOもばかじゃないので、今まで。

宇都木委員 だから、提案してくれば。

関口委員 どういう事業が採用されているかって、絶対最初に見るじゃないですか。

宇都木委員 そうじゃなくて、提案がなかったから採用しないだけの話じゃない。

関口委員 いや、だからそれはそうなのですけど、そこまで、それはだからNPO側も問題なのかもしれないですけど。

宇都木委員 それはNPO側の問題。

関口委員 いや、例えば申請、来年度からの。ああ、来年度がないので再来年度ですか。再来年度からの申請書の中には例えば本事業と、本事業に付随して障害となっている条例とか法律何ちゃらかんちゃらについて改善の必要があれば付記してくださいみたいな一欄設けるだけでも全然発想は広がると思うのです。そういうことをまずここで一つ目としては言いたかったということです。

久塚会長 ああ、ここで。何かうまい表現はないですよ。

関口委員 そのまま盛り込んでいただければ非常にうれしいのですけど。

久塚会長 何かそう伝わらないのだけど。

関口委員 伝わらない。

久塚会長 何か政策提言みたいなのが必要だみたいな。だから、協働事業というんじゃないで、もう一遍読んでごらんください。声に出して読んでごらん、そう聞こえないよ、どう考えても。

関口委員 単なる事業、要は言いたいことはですね。

久塚会長 いやいや、別に読んで。

関口委員 ああ、読む。

久塚会長 そう聞こえるかどうか。

関口委員 協働事業提案制度では事業実施にかかる財源提供や広報支援、広報というのはPRのほうの広報ですけど、広報支援が区の主な役割だった。民間発、民間発というのは発するのほうですけど、発の社会課題の解決の可能性をさらに広げるために単なる（事業）に限定するのではなく、規制緩和・強化や制度提案等も含めた協働（政策提案制度）への発展が必要と考える。

久塚会長 政策提案制度への展開ということね。

関口委員 発展ということです。だから、もちろん事業も含めるんですけど、それだけじゃなくて、政策の一つとしてそれを位置づけるということなのです、私がイメージしたのは。例えば例で言うと環境省がやっているNPOやNGOの政策提案制度というのがあるのですけれども、もうあれこれ10回になっていますが、そういったのではもちろん事業をやるのです、例えばどこかの途上国でカーボンオフセットの事業をやりましょう、環境省さん、やりましょうみたいな提案がもちろんあるのですが、それと同時に、そういうカーボンオフセットの市場を日本でつくりましょうとか、必要な法律整備しましょうとか、企業を巻き込んだ会議体をつくりましょうとか、そういう話も入っているのです。

久塚会長 だから、協働事業のあり方については区やここがリードするような形でおろしていくということにまだなっているので、協働事業というものの自体について使いづらいつか、さらによくなる可能性があるようなものを提案できるようなものをここの中のテーブルに乗っけるということですよ。で、しょう？だから。

竹内委員 私もちよっと同様の項目を載せたのだけど、ちよっと省かれちゃっているの言いたいのです。要するに「協働事業が目的とするところの区民を巻き込んだまちづくり政策の展開に向けてのさらなる誘導が必要と考える」みたいなところを載せたのです。

それで、さっき宇都木さんが言っていたけどそういう提案が全然ないよと、してこないよと言うので、それはしてこないよと言うんじゃないで、こちらからやっぱりそれが出るような何か働きかけをしなきゃいけないので、例えばどういう、この政策に対してはまずいかもしいけないけど、やっぱりそういう政策をもって例えば支援会議によるそういったまちの見える化と魅力アップとか、人がつながって活性化政策を打ち出しても、提案喚起も必要じゃないかなというようなどころだと思ふのです。

久塚会長 そうですね。対等にありますから、どこまでここが。

竹内委員 それをどこまでやるかということですよ。

久塚会長 ええ、だから。

伊藤委員 すべてはこの壁の中で埋めているからね。その壁がどこまで崩せる。崩せることはないのだけど、難しいね。ハードルを低くするという言い方でやろうと、それは。

宇都木委員 この委員会の、ここの委員会で何か考えると言うなら性格変えなきゃだめですよ。

竹内委員 そうですよ。

宇都木委員 審査会じゃないのだから、そこは。その政策を。

関口委員 ああ、私ね。

宇都木委員 政策、ここで今度の新しく、これから新しくどういうふうに見直していくかというものの提案はそれはいいと思うのだけど、やっぱりこれはこれで制約がある中でやるわけですよ。だから、それではだめだということなら、その政策委員会みたいなものに変えないとだめですね、審査会だとかいうところはそこまでやる話になっていないから。

そうすると、もともとのこの委員会のありようから議論しないと多分だめでしょう。だから、そういうことをこの委員会が終わるに当たって次に何か提案するのだったら、提案というか、次に何かことに対する我々が提言するとしたら、そういう全く違う視点で考えて、この委員会はこの委員会としての役割をやったのだから、次の新しいそういうものに関する新しい委員会をつくれとか、この委員会でやるならこの委員会を変えろとか、何かしないと結局これはすばらしい。

竹内委員 あるいは、何か区側からそういう政策提案も提起してもらっていても。

宇都木委員 来ていないのだ、今まで。

竹内委員 今まで出てこない、それが、ないといつも言われている。

伊藤委員 だから、ここの、このところと言えとすれば、いろいろな事業が出てきたけれども、現行の法の中での動き、この中でやっている以上、その法の壁にぶつかることがあるとか、それが緩和されるとよりいい事業が出てくるのではないとか、そんなことしかないよね（笑）。

久塚会長 NPOも大変だし、行政も大変だと思うけど。

伊藤委員 そう。

久塚会長 事業提案だけれども、その事業提案して話し合っている途中で政策提言型の

ことをNPOが発言したりすることもあると思うのです。事業としてということをやっている制度なので、その政策提言のような仕組みについてであれば、それを事業みたいな形で姿を変えて出してもらえると、この要綱に乗っかってくる。そういうことを言うとはねつけているように見えるので、これ自体が持っている限界性というのは事業の提案ということになっているので、事業提案の先には事業提案だけではなくて協働ということについての実践や法律制度などについて検討するようなことを踏まえた政策提言型のようなものが必要になっていくのでしょうね、それ。だったらどういうふうに入れるのかということ

関口委員 私が考えたのは、やっぱり来年度ずっと検討するということがあるので、頭出ししておきたかったということも、多分竹内さんも同じなのだと思いますけど。また別途発言に対するご説明いただける機会があれば、そこでもまた言いますから。

久塚会長 はい、はい。もう1個あったでしょう。

関口委員 ああ、もう1個。では、すみません、もう1個なのですが。

久塚会長 これがでっかいわけ？

関口委員 ああ、よくおわかりで。すみません、スムーズにやるということの座長からのあいさつがあったのにかき回して申しわけないのですけれども。

久塚会長 いえいえ。

関口委員 これも読ませてください。「平成24年度税制改正にて新規での寄附促進を目指して自治体が住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を指定できる制度が創設された。協働事業の財源は区の負担金だけでなく、区民からの寄附も非常に重要である。指定制度の活用など、協働事業への寄附促進が課題である」というのは書かせていただきました。

久塚会長 いいじゃないですか。

関口委員 これもちょっと、だから探してみたのだけどちょっとなかったのですけど。

久塚会長 一般論としてはだれも否定することじゃないと思うので。

関口委員 ぜひ書いておいていただければと思います。

伊藤委員 区の方とこうだな。

久塚会長 この委員会というか、ここはやっていないもの、それ、だめということ？

関口委員 いや、そうじゃなくて、だからこの課題の中に入っていなかった。

事務局 まとめたときに、協働事業のこの評価の課題として挙げるのにどうかなという

部分で考えまして。

伊藤委員 評価のことだからな。

事務局 ええ。

関口委員 あり方ぐらいちょっと入れておいていただいて。

事務局 それとあとこれ、ここの部分については協働事業提案とまた別に区のほうで検討している項目でもあるので、ここに載せてしまうのはどうかなということで省かせていただいています。

あともう一つの関口さんの提言の、政策提言のほうもなのですけども、この協働事業って今、事業提案をしている中で政策提言と考えたときに政策、その提言自体はいつでも区はできる仕組みになっているのです。だから、わざわざ協働でやらなくてもいいことではないかという部分があって省かせていただいているというのがあります。

関口委員 まあ。

事務局 はい。メールのほうにこういうのは載せませんでしたと、ちょこっと書いておいた部分で、協働事業のこの協働事業提案制度として掲載するのにどうかと考えてやめたものがありますということで書かせていただいていた部分に入ります。

久塚会長 僕、1個目より2個目のほうがおもしろい。2個目は当然、それは新宿区、禁止していないわけでしょう、そういうことは。

事務局 うん、2個目というのは。

久塚会長 税制のやつは。

関口委員 では、もうちょっと補足させてください。平成23年度より新しく変えた4号指定という制度はとりあえずご検討いただいているということで、あとほかの区の状況をお聞きすると、東京都が動かないのでみんな23区様子見だということなので、それはちょっと置いておくとしてもですね。

久塚会長 はい、実態は。

関口委員 ええ、それは知っていますのでいいのですが、別に3号指定と言われる税制があるのです。それは認定NPO法人の中で所得税の特定寄附金という対象となっている中から自治体の皆さん、その中で認定NPOの中で、社福等も含めるのですが、学校法人とか公益社団財団法人の中から区民税の税額控除対象というものを条例で定めてくださいという制度が、これはふるさと納税と同時期、平成20年度の税制改正で既にできています。

残念ながら新宿区さんは一応条例自体はあるのですけれども、その対象、つまり新宿区民の方が寄附して税額控除、区民税が税額控除になる対象は二つしかなくて、社協さんと、あと社会福祉法人、新宿区社会福祉事業団さん、二つしかないのです。

協働事業をやられている方々の中には、例えばグッドトイ委員会さんなんかまさにそうなのですけれども、新宿区内で活動していて、かつ新宿区民のためにも頑張っている。雇用も生み出しているという、ボランティアもたくさん巻き込んでいるという団体さんもあるわけなのです。

そこに新宿区民の方が、いや、ちょっと協働事業、あれ、頑張っているから寄附しようと言って寄附しても税制上の優遇は受けられないという状況があるものですから、そこをぜひ別にほかの区自体がやっていないのかと言うとそうじゃなくて、例えば墨田区とか江東区とか大田区とか世田谷区とかは結構やってくれているのですよ。これをぜひ新宿区としてもですね。

久塚会長 では、区民税と、新宿区じゃないところにやっているのにでもやると。

関口委員 いやいや、それはそうしてくれると一番うれしいですけど。

久塚会長 そういうところを、新宿区じゃないときに。

関口委員 それはあえて申し上げません。そこまでは言いませんから。

久塚会長 そうですね、日本国民が全部違うところでやっていて、新宿区でないのにNPOにやったら、何で新宿区はそんな安くしないで、ほかのところに。

関口委員 いや、そうそう、それはわかります。その理屈はわかるので、例がないわけじゃないです。参考までに言っておくと、滋賀県の彦根市さん。彦根市さん、ひこにゃんが有名なところは、あそこは全国の社会福祉法人に対して彦根市民税の税額控除を認めています。

久塚会長 それはNPO法人だけでしょう。

関口委員 まあ、社会福祉法人。

久塚会長 全部をNPO法人なの？

関口委員 いや、そこは違いますけど。

久塚会長 でしょう。

関口委員 いや、それはそうなのです。

久塚会長 限界なのですよ、もう。限界じゃない、それは。NPO法人全部やるのだったらいいと思う、全国の。

関口委員 いや、だからそれはだから別途認定NPO法人制度というのがあって。

久塚会長 日本、世界じゅうでやるのだったらいいと思う。

関口委員 いや、それじゃちょっとむちゃするので、私がいいんじゃないかなと思って
いるのは、例えばせめて新宿区内に主たる事務所がある認定NPO法人に対する寄附につ
いては、新宿区民税を税額控除してほしいということ。

久塚会長 そのことをさっきの場さんがこの委員会でも出したけれども、主体となって
その50万分は出ていますよ。新宿区にいらなくてもどんどん広げていいじゃないという点
を強制する考え方ということ？

関口委員 例えばもっと広げて。

久塚会長 どこのNPOでもいいじゃんと一方で言っているわけじゃない、市長として
これは、50万の補助は。

関口委員 だから、50万のほうはNPOだからどうこうじゃなくて一般社団とか。

久塚会長 どこに、何でもいいわけですよ、どこにあってもと考えた。新宿区に本拠が
あって、新宿区じゃなくてもどんどん出したほうがいいと。

関口委員 でも、区内で活動しているわけですから。

久塚会長 でも、区内で活動して、でも広げていくとそうなると思う。

関口委員 だから、私もだから区内で活動している認定NPOはまだいいと思うのです。

久塚会長 で、区のために。

関口委員 はい。

久塚会長 そしたら、それ、NPO法人、一般まで広げたほうがいい？

関口委員 いえ、広げる必要はないと思います、そこまでやる必要はないとは思いますが
けど、ただせつかく区民のために例えば難民支援協会もそうですけれども、グッド委員会
さんみたいに区のために大分役立っていくと言っちゃあれですが、頑張っている団体さん
に対する新宿区民の応援の気持ちというのを税制上はちゃんと受けとめてくれというお話
です。

だから、それが何で現状だとその社協さんと社会福祉事業団さんだけなのかというのが、
前も少し雑談レベルで事務局さんには言ったのですが、これをぜひ今回の。

久塚会長 いや、だから消費税の税額控除について考慮するなどしてNPO協働事業と
か、こういうものの財源を潤沢にする考え方でいいということ。

関口委員 そうそう、そういうことでまとめていただければもうほんぼしなのです。

久塚会長 まあ、財源。

伊藤委員 ちょっと今言っている中でかみだしたのだけど、この資料1のところの上のところから「事業を安定的・継続的に実施していくためには、多くの支援者・理解者を集め、会費収入、寄附金収入、事業収入等の収入の確保やボランティアスタッフ」と、これずっと行って「が必要です」まで、特に今後は関口さんが言ったような税制の問題を強く集めることによって資金の確保に努めるとか、努めたいとかその程度でいいんじゃないかなと思うのだけど、皆さんが知らないとならば。

関口委員 すみません、それ、どこでしょう。

事務局 どこですか。

久塚会長 その冊子のところ。

竹内委員 資料1のところ。

関口委員 えっ、資料1というところ。

事務局 助成金の要領のほうですね。

伊藤委員 助成金の。

関口委員 ああ、いや、助成金じゃなくて。

伊藤委員 違う、違う。何でもそうよ、助成金のところは何でもそうなのだけど、事業をするときのこれは助成金だけど、これ、載せる資金の確保だよ。まず区民からの寄附を募る。募るといふ行為の中に今、関口さんが言ったようなのをいれていかなきゃいけないという。広く知らしめると、そういうことのために入れたわけでしょう。

関口委員 まあまあ、そうですね。

久塚会長 一つは僕に言ったけど、関口さんはそれだけというよりは、協働というのを本当に実体的にこう効果的にいさせるためには住民の参加。よく僕らはこの委員会で言うのだけど、その参加というのは単に体を動かしたりということだけじゃなくて、ここの区のためにやっているところに対してお金が回るというようなことを通して、そしてその納税のところではこれこれが出るというような考え方もあって、それはいいと思うのです、この区民連帯ということを考えれば当然のことですね、共有、空間の中で区のためにやっているところが。

だから、いわゆる新宿区に住民税をおさめるのと同じ形で、新宿区という母体ではないNPOにおさめることが区民税を安くさせると回っていけば区民税のところと一緒にいって行くわけですから、考え方は、それをどういうふうな形で。

伊藤委員 そういうのがあるということをうたってほしいわけだろう。

関口委員 まあ、というか。

伊藤委員 使って。

久塚会長 積極的に使ってほしいと。

関口委員 そうのことですね。だから、条例をつくらないといけない。

伊藤委員 うたっていかなきゃいかんじゃない、だから。こういうのもいろいろなところに書いていかなきゃいけないのだな。

久塚会長 そのためには対象をどこにするのかというのをいきなりその文章でこう出すということじゃなくて、その税額控除、住民税控除などを念頭に置いてより幅広い、そこはお金の母体になるわけじゃないので、新宿区の協働の空間ですね。それに対しての協働、実体的な協働が形成されることが望まれるということなのでしょうね。

ただ、直接的な募金が目的じゃなくて、募金をする、寄附をしたということが、寄附行為だけじゃなくて自分にもだし、その寄附の相手方が新宿区のそういうことをやっているところ、それを活性化させるということが大事だという何か文章をうまいこと書けないですかね。

関口委員 では、ちょっとそれをうまいこと。

久塚会長 まだ時間ありますか。それ、それが時間とか期間。

事務局 はい。

久塚会長 それをちょっと考え方としてその具体的というよりは一般的な考え方のところで協力的なことが、協働事業として。それは別に発言したところで、システムとして要綱が問題になりますよという指摘を事務局からもらったら変えなきゃいけないけど。

関口委員 ああ、もちろん、もちろん。別に今すぐつくれと、本当はそうしてほしいですけど、今後の展開として区切るから、区民がその協働事業に参加して支えるという姿が理想なわけで、という意味です。

久塚会長 ただ、広く区民が支えることが本当はね、広くね。

関口委員 ええ。

久塚会長 求められるから、例えば世間としてはこういうものがあるので、それを利用するなど考えられないだろうかというぐらいの形でどうですか。

関口委員 はいはい、わかりました、そういうニュアンスで。

久塚会長 それ、実現しようと思ったらいろいろ考えなきゃいけないハードルが出てく

るから、それは考えていただくとして。基本は企業と区民とNPOと行政がその役割を大
体。その具体案というのはそれだけじゃなくていろいろあると思うのですが、例えばが
ないから。

関口委員 はい。

久塚会長 入れてみたら、ちょっとつくってみたら。やっぱり寄附を求めているものは
年末いろいろありますよね。そういうのはこういうところに頑張ってもらいたいというだけ
じゃなくて、自分が生活していく中で区のどういうことに貢献できるのかなど、頑張っ
ているところを応援するということが半分私だけじゃなくて、活動に積極的に評価されたら
反映するということにもなるでしょう。

宇都木委員 バックアップの、そっちの方向と、方法にもあるからね。

久塚会長 うん。

宇都木委員 だから、割とできる。

久塚会長 だから、この委員会はそれを考えて税制とか住民税の関係で、あるいはその
条例改正が必要な部分などについては事務局に教えてもらって、無理がない中での……。

宇都木委員 現行制度を活用して活性化させる方法の一つ、二つ、三つというのはいろ
いろあると思うのだ。だから、お金のある人はお金で、能力のある人は能力で、現物のあ
る人は現物で、いろいろ参加の仕方はいろいろあるので、それはそれで。

久塚会長 まあ、そうですね、だから少し皆さん方の意見をまとめていくと、ルーティ
ンな形でもう忙しい委員会になっているので、事業を評価するというところに少し集中し過
ぎていたのかわからないですけど、その事業をどうするかという考え方を話すというのが
来年の仕事だろうと思います。

的場委員 関口さんのその提案というか、ほかで訴える場はないのですか。

伊藤委員 ほかに訴える場（笑）。

的場委員 この場、もう。

関口委員 いや、まあ、ここでも言いますが、必要があれば別に条例というのは首長
提案だけでなく議員提案もできますので、新宿区議会の議員さんにこういう条例をつ
くってくださいという形で提案して、可決していただければそうなりますというやり方、
いろいろアドボカシーというやり方があります。

久塚会長 頑張ります。

的場委員 頑張ってください。

関口委員 はい。

宇都木委員 先生、これはこれで一応一通りその範囲の中にまとめていくのだけど、その次にこの委員会がやるべき、つまり来年度以降やるべきこのあり方の見直しみたいなものをやるとか、やらないとかって何か話があったけど、それはそれでやるのですか、これは。やるのだとすれば、それこそ。

久塚会長 いや、これの事業を見直すというよりは。

宇都木委員 制度、制度。

久塚会長 そのままの協働ということ。

宇都木委員 だから。

久塚会長 やるのが来年度の仕事の1個の仕事。だから、三つになる。一つはこの法人問題、一つは今継続しているやつの評価、もう一つは、協働というのはそもそもどうなのかねみたいところ。

宇都木委員 だから、そうするとそこでやったほうがいい課題は。

久塚会長 だと思います。

宇都木委員 これとは分離して、とりあえず今年度としてはそれと、そっちでやる機会があるならもっと本格的にその議論はしたほうがいいですよ。

久塚会長 だから、さっき書いてよと言ったのはそれを採用するかどうか、採用したいような文章になると思いますけど、あまりにもハードだったらこの委員会の課題の部分に落とし込んで、そのそもそものこの制度の課題というよりは、当委員会がこれから考える課題でしょうというふうなところに、違う場所にそれはするかもしれない。

だから、報告書のかがみのところで、私が書くところのあいさつ文のところ、今後は見直しに当たってこういうことも考えることが必要だろうということに結局はなるかもしれない。

関口委員 それでも課題のときに。

宇都木委員 それはちょっとね、ちょっと1行書いていたらいいよね、もしこれが、この制度の議論のこれで終わりならば。

久塚会長 ただ、やっぱりね、この委員会もそうですけど、新宿区としては条例がどうなのか、法律がどうなのか、それから議会がどうなるかというところをにらみながらだから、一発言えば法改正があって、条例改正があって、議員が賛成したらあっけらんみたいな話になっちゃうので、それに風穴あけるのはいろんな市民だったり委員会になるので

すけど、それを目の前にあるハードルというのをうまくこう越えるというか、それを理解して文章化するということは大事なので、それに心がけてみましょう。

では、ちょっと関口さん、つくって。あまり長くならないように。

関口委員 はい。

久塚会長 自分たちの置かれた場所というのを理解しながらぜひ書いてみましょうか。ほかに。

竹内委員 これ、文章の、すみません、並べ方についてちょっといいですか、順番。とっても言えるところ、書いてあるのですけれども、何か羅列的になって、どういう並べ方にこれ、なっているのかなと思って。

例えば6ページ目の下が計画についてですよ、6ページの。

久塚会長 計画の視点ですよ。

竹内委員 視点ですよ。

久塚会長 はい。

竹内委員 そうすると、例えば計画というのは7ページの2番目にやっぱり計画の視点のところが書いてあるので、その計画の視点だったら計画でなるべく連立させるような並べ方のほうがいいかなと思っているので。

久塚会長 計画って両方あって、計画でまとめるのがいいのか、その効果みたいところで、効果とか把握みたいな形でまとめるのと、そもそもどこに立つのかというところでまとめるのという分け方をすると何となくまた全体が変わってくるし。

竹内委員 そうなのです。どういうこれ、並べ方になっているのかなと思って。

事務局 これ、今の関口委員のおっしゃった部分の初めの6ページの事業計画の視点のほうは、提案に当たっての、提案。これ、NPOが事業計画をするときの。

久塚会長 竹内委員。

事務局 視点なのですね、これは。

久塚会長 竹内委員。

関口委員 竹内さん。

事務局 ああ、ごめんなさい、竹内さん、ごめんなさい。失礼しました、訂正します。

久塚会長 今、おれ、そんなこと言ったつけど。

事務局 それで、もう一つのほうの7ページの2番目のこの計画の有効性の確認、これ、冊子のほうで見ているのですけれども、計画の有効性の確認のほうは、これ、事業実施、

もう採択された後に事業実施するに当たって、その採択事業についてNPOと行政が事業計画の有効性についての話し合いをするということで、このちょっと時系列的に並べている部分があります。

だから、その前にこの協働の心構え、NPOはこういう心構えを持って計画をしていくべきだよというのが間に入ったようになっております。

竹内委員 そうすると、その心構えと3番目に書いてある「把握できる機会」とありますよね。

事務局 把握できる機会。

竹内委員 「協働は区民生活を把握できる機会（区職員）」とあるのだけど、これも何かここ。

事務局 これはもう始まってからの話ですよ。

竹内委員 これも何か心構えみたいな気がしないでもない。

事務局 区民生活を把握できる機会というのは、これ、もう実際に実施した事業を、行政側にとっては実施することによってなのでここに入れたのですが、もしこれ、その前じゃないかというのだったら、変えるのはまだ全然可能ですけど。

竹内委員 いやいや、それは位置づけがちゃんとしていけば別に変わらなくても。

久塚会長 先ほどそのことを話しして。

竹内委員 順番になっているということですね。

久塚会長 一応意識の中は順番になっているけど、もう一つなのだけ。

伊藤委員 流れに。

竹内委員 流れに乗っているかということ。

久塚会長 ちょっと見出しが、文章みたいな形になっているのを、それ、体言どめじゃないけど、すごくこう短くしたらどうかという話もちょっとあったのです。で、協働の心構えとか、区の職員の役割とか、あるいは区民行政の把握、そういうようにするとあまりにもこう文章を読まないと中に入り切れないので言いたいこと、表現したかったようなことを文章化するとまとまりがつかない。両方のことを一つの4行が言っているのです。その中に複数の要素があるので、書いた人の主張でどこかに入れ込むのか、先に箱をつくってその箱の中にこの20本ぐらいをどこかに入れるような、小見出しの前に大見出し、総論的な課題とか。

竹内委員 まあ、段階的に入れた。

事務局 でも、確かに竹内委員がおっしゃるようにこのこれが、3番目の丸が区職員としてのこの心構えとしてとらえられるので、この前に持っていてもいいかもしれないですね、これは。NPOの心構えの。

久塚会長 前もいいし、区のあり方というところで違うところにとる可能性もある。そもそも論だと前のほうに来る。

だから、「協働事業のあり方」というのが(1)であるでしょう。で、(2)で「提案制度について」ということになって、(3)で「評価の実施方法について」という見出しがあるので、それを太い活字にまずしてもらいましょう。

事務局 はい。

久塚会長 見出しがその文章の下にあるのがちょっと強過ぎるので、項目をつくりましたよ、(1)、(2)、(3)、まず。で、1番目には協働事業のそもそものあり方というので2ページぐらいにわたっているわけですから、それを整理、順番を整理してみたら。よろしいですか。

で、そう言うけれども、提案制度についてと書きながらもあり方についてに行ったほうがいいじゃないかというようなずれがあるかもしれませんけど、それはもう1回時間とれますか、事務局。

事務局 次回とれます。

久塚会長 少しとれますか。

事務局 はい。

久塚会長 では、柱立ての(1)(2)(3)というのをちょっと活字を太くしてもらって、その中に入れていきますよと。要するにそもそも論、そもそもと、提案制度というのと、それから評価の実施方法という3本で行きますよというのは、この間言ったのよね、これでいいですと。

事務局 はい。

久塚会長 委員からいただいた。その中にどこに入れるかということで今こう割り振っているんで、場所がどうこうということと、順番どうこうというのについてご意見があれば、今ここでやると私は違う、私は原案でいいとか言っていて、議長がどっちを向いて整理していかかわらなくなるので、いつまで、3日？3日後、月曜。

事務局 このほかにも修正案がもしかしたらあるかもしれないと思ひまして、その場合には。

久塚会長 文章修正はいつまでで、項目移動はいつまでとしていかないと、これは自分が書いたところだところ複数出てきたりするかもしれないですから。ほかの委員さんが書いたもので移動というとなんか悪いなとかいろんなことを考えちゃうかもしれない。

伊藤委員 二つを一つにするとか。

竹内委員 ああ、そういうのもあるね。

伊藤委員 ねえ、あるよね。

竹内委員 そういうのもある。

事務局 ああ、二つを一つにしたりしている。三つを一つにしている。

久塚会長 かなりやっているのですけどね。

伊藤委員 これからやるから。

事務局 これからまた。

伊藤委員 うん、見つけたの、今。

久塚会長 逆に言うと3カ所にまたがっているようなことを書いていることもあるのですね。

伊藤委員 そうそう。

事務局 では、項目の移動はどれくらいで委員のほうができそうですか。

久塚会長 私は場所かえだったらきょうじゅうぐらいでいいと思います。

事務局 きょうじゅう（笑）。では、日曜日までに。

久塚会長 ああ、随分事務局やわらかい。

事務局 29日の日曜日までに。

久塚会長 月曜日の作業ができるように。

事務局 はい。

久塚会長 では、文章はもうちょっと時間。

事務局 文章は2月2日までにいただこうと考えていたのです、2月2日の木曜日までに。

久塚会長 ああ、いい、あと1週間。

事務局 1週間なのですからけれども。

〇〇委員 全部2月2日でいいじゃない。

久塚会長 では、全部（笑）。文章は変わるわ、場所は変わるわとなるとやっぱり事務局として仕組みをこう先にいじらせていただいて、その場所が移動したものについて文章が

変わったものを触りたいですよ、流れとしては。

では、順番がえということをするときに、委員の積極的なご協力をお願いしたいのですが、この文章をこのように手直しして、(2)にあるのは、どこかこの中で順番をこう変えたらどうかとかいうような提案、積極的な提案型をお願いします。こういうふうにつくり変えたらどうでしょうか。委員会ですので、すみませんが積極的にお願いします。

かなり盛りだくさんになることを言ったら、ちょっと全部整合性がとれるような文章になかなかならない、どう見ても、いろいろ考えれば。できるだけ生に近くというか、そういうふうを考えますけど、整理すると重複があるのもみっともないし、どうしても2本を1本にまとめたりするので、その日程で各委員よろしくをお願いします。

で、検討するのに次回にどれぐらい時間がとれますか。1時間ぐらい？

事務局 次回ですね。次回、2月16日なのですけれども、この評価報告書の最終的な作成を2月16日に行うのと、あとNPO活動資金助成のほうがもう始まってきますので、その具体的な実施方法、手引を提示させていただこうと考えております。大体。

久塚会長 手引はあまり時間とらないですね。

事務局 手引はそんなに時間かからないと思うので1時間以上はとれる、1時間半ぐらいとれるのではないかと。

久塚会長 はい。

宇都木委員 はい。

久塚会長 では、そうしましょう。結局先ほどお話ししたようにこの部分が断片的にバラバラと出てくるのではなくて、ここをパクれることによって次年度のもう一つ3本目の課題の議論にそれが反映する、反映というか、すぐ実現するんじゃなくて、一つの考える材料を提供してくれる可能性もありますので、皆さん方もお考えいただいて仕組みづくりについて積極的に関与してください。よろしいですか。

では、あとその他になりますけど、よろしいですか。

事務局 では、この資料4の評価報告書なのですけれども、この10ページ、11ページのところに協働事業評価の実施事業ということで事業の一覧を、2年目の実施事業と1年目の実施事業ということで一覧を載せさせていただいているのですが、そこでこの表の中の事業名の下のところ、前回のときにヒアリングの実施日を入れましょうということになりましたので、ヒアリングの実施日を入れさせていただきました。

久塚会長 が、その他？

事務局 それで、あとそれで、そうですね。あと、その他のほうでいいですか。

久塚会長 はい。

事務局 評価書については以上です。その他は次回の予定なのですが、2月16日木曜日午後2時から4時で、会場は同じこの第3委員会室で、今度はもう本当は評価会、この第5回で終わりですので協働支援会議ということで開催をさせていただきます。

NPO活動資金助成の方法の検討とこの評価報告書を完成させていくという作業を行います。また、よろしく願いいたします。

久塚会長 16日木曜日、2時から、場所はここよろしいですか。

事務局 はい。

久塚会長 はい。やっぱり最初に私がスムーズに流そうよと言ったのはまずかったみたいで、そう考えると横っちょから同時にいろんなものが入ってきますから、次回は多めに議論しましょうというふうになんかちゃんとやっていきたいと思えます。本当にこの見直しの時期に少し入っていきますけど、皆さん方の協働について、単にルーティンに回すだけじゃなくて根本的などころから議論できている、ご意見、実現できていることというのは少ないでしょうけれども、委員会となっておりますので、これからも日程、ことし始まったばかりで仕事が忙しいのが入ってきましたけれども、ご協力をよろしく願います。

では、きょうの委員会、これで終わります。お疲れさまでした。

事務局 お疲れさまでした。

— 了 —